

ひょうご障害者福祉計画・第6期兵庫県障害福祉推進計画の策定方針

1 計画策定に関する考え方

・法定計画である①障害者基本計画 及び ②障害福祉計画・障害児福祉計画(以下、障害福祉計画等)を一体とし「ひょうご障害者福祉計画」を策定

	根拠法	管轄	期間	計画の内容
①障害者基本計画	障害者基本法第11条第2項	内閣府	法令上規定なし	教育、文化、雇用、医療、住宅、防災等障害者施策の総合的な事項について規定
②障害福祉計画等	・障害者総合支援法第89条第1項 ・児童福祉法第33条の22第1項	厚生労働省	3年	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保策、施策目標等について規定

・県の上位指針である「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」との整合性をはかるため、同指針の5本柱(ひと・参加・情報・まち・もの)を本計画の柱として、体系化

1 障害者基本計画部分

・今後、兵庫県障害福祉審議会(以下、審議会)で議論し策定

2 障害福祉計画等部分(県では、障害福祉推進計画と呼称)

・第5期兵庫県障害福祉推進計画(以下、現行推進計画)をベースに、厚生労働省より令和2年5月19日に一部改正が告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、国指針)の改正部分を反映

■計画骨子(素案) ※下線:変更箇所

新		旧
1 総合生活指標・成果指標		
1	評価指標の考え方	1 評価指標の考え方
2	総合生活指標	2 総合生活指標
3	成果指標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3 成果指標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
4	成果指標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築	4 成果指標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築
5	成果指標③ 地域生活支援拠点等有する機能の充実	5 成果指標③ 地域生活支援拠点等の整備
6	成果指標④ 福祉施設から一般就労への移行等	6 成果指標④ 福祉施設から一般就労への移行等
7	成果指標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	7 成果指標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
8	(新)成果指標⑥ 相談支援体制の充実・強化等	
9	(新)成果指標⑦ 障害福祉サービス等の質向上	
2 活動指標(丸文字は成果指標①～⑦に対応)		
1	①福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 ①、②福祉施設の入所者の地域生活への移行 (精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む)
2	(新)②精神障害者を地域全体で支える体制の構築	
3	(新)③地域生活支援拠点等有する機能の充実	
4	④就労支援について(福祉施設から一般就労への移行等)	2 ④就労支援について(福祉施設から一般就労への移行等)
5	⑤障害児支援の提供体制の整備	3 ⑤障害児支援の提供体制の整備
6	(新)⑥相談支援体制の充実・強化等	
7	(新)⑦障害福祉サービス等の質向上	
8	指定障害福祉サービス等従事者人材の確保・資質向上等	4 指定障害福祉サービス等従事者人材の確保・資質向上等
9	指定障害児・者施設の入所支援等	5 指定障害児・者施設の入所支援等
3 その他の率先取組指標(略)		
4 都道府県地域生活支援事業見込量(略)		
5 障害保健福祉圏域計画(略)		

・今後、審議会で議論し策定

2 総合生活指標・成果指標の考え方(1/2)

1 総合生活指標

- ・福祉政策の到達状況を示す、中長期的指標
- ・今後、審議会で議論し策定

2 成果指標

- ・市町見込の積上げを元に、国指針を基準とした目標数値を検討・設定
- ・国指針で成果指標から削除された項目は、①新たな代替指標が提示されている場合は、原則削除(総括表中の※1・2・3・4)、②代替指標がない場合は、原則継続
- ・国指針の新規追加項目は、原則追加
→ 新たな指標・目標値の①収集可能性、②実現可能性を検討するため、R1から実績収集

■総括表(素案)

指標			新規	削除	県独自指標	市町入力	第6期国指針 (R5目標)	単位	H29実績	H30実績	R2目標 (現行目標)
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	障害者支援施設から地域生活への移行者数					○	R1入所者基準 6%以上	%	2.9 基準年:H28年度	4.2	9.0
	施設入所者の削減					○	R1入所者基準 ▲1.6%以上	%	▲0.7 基準年:H28年度	▲1.4	▲2.0
②精神障害者を地域全体で支える体制の構築	退院後1年以内の地域における平均生活日数		○				316日以上	日	-	-	-
	入院後の退院率	3ヶ月					69%以上	%	65.7	62.5	69.0
		6ヶ月					86%以上	%	-	82.8	84.0
		1年					92%以上	%	89.4	89.9	90.0
	長期在院者数の減少	65歳以上					算定中	%	-	▲2.1	▲6.0
		65歳未満					算定中	%	-	▲16.7	▲20.1
	地域移行に伴うグループホーム等整備量	65歳以上			○		-	人	-	328	718
		65歳未満			○		-	人	-	846	649
	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域		○			-	圏域	-	8	8
		市町				○	-	市町	-	7	41
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の体制確保※1	圏域	○			各市町 or 圏域で体制確保	圏域	-	-	-	
		市町			○		市町	-	-	-	
	地域生活支援拠点等の整備※1	市町		○		○	-	市町	7	12	41
④福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設からの就労移行者数の増加					○	R1基準:1.27倍	%	125.8 基準年:H28年度	132.6	150.1
	(うち移行支援事業)※2		○			○	R1基準:1.30倍	%	-	-	-
	(うち就労A型)		○			○	R1基準:1.26倍	%	-	-	-
	(うち就労B型)		○			○	R1基準:1.23倍	%	-	-	-
	就労移行支援の利用者数※2			○		○	-	人	1,169	1,161	1,331
	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合			○		○	-	%	58	50	60
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合※3		○			○	7割以上	%	-	-	-
	各年度の就労定着支援による支援開始1年後職場定着率※3			○			-	%	-	79	80
	一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合		○			○	7割以上	%	-	-	-

2 総合生活指標・成果指標の考え方(2/2)

・「(新)⑥相談支援体制の充実・強化等」「(新)⑦障害福祉サービス等の質向上」に係る指標達成の定義は要検討

指標			新規	削除	県独自指標	市町入力	第6期国指針 (R5目標)	単位	H29実績	H30実績	R2目標 (現行目標)
⑤ 障害児支援 の提供体制 の整備等	児童発達支援センターの設置					○	各市町に 1箇所以上	市町	-	19	41
	障害児支援に係る 保健、医療、障害福祉、 保育、教育等各分野の 協議の場の設置※4	県		○			-	県	-	1	1
		圏域				-	圏域	-	10	10	
		市町			○	-	市町	-	27	41	
	医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設 置※4	県	○			設置	県	-	-	-	
		圏域			設置	圏域	-	-	-		
		市町		○	設置	市町	-	-	-		
	医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	県	○			配置	県	-	-	-	
		圏域			配置	圏域	-	-	-		
		市町		○	配置	市町	-	-	-		
	難聴児支援のための 中核的機能を果たす体制の確保		○				体制確保	県	-	-	-
保育所等訪問支援を利用できる体制					○	体制構築	市町	-	24	41	
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保		複数市町 共同設置可			○	各市町に 1箇所以上	市町	-	11	41	
重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービスの確保					○	各市町に 1箇所以上	市町	-	13	41	
居宅訪問型児童発達支援事業所の確 保				○	○	各市町に 1箇所以上	市町	-	-	41	
(新)⑥ 相談支援体制 の充実・強化等	基幹相談支援センター等の 総合的・専門的な相談支援 実施機関の設置	圏域	○			各市町 or 圏域 で体制確保	圏域	-	-	-	
		市町	○		○		市町	-	-	-	
(新)⑦ 障害福祉 サービス等の 質向上	サービスの質の向上を図る ための体制確保	県	○			体制を構築	県	-	-	-	
		市町	○		○	体制を構築	市町	-	-	-	

3 活動指標の考え方

・成果指標等を達成するために必要な個別事業に係る活動指標と目標値を設定
活動指標：現行計画をベースに、原則、国指針の新規追加項目を追記(削除項目なし)
→指標の収集可能性等の確認のため、R1から実績収集
目標値：現在のサービス利用状況及び今後の利用ニーズ等を踏まえ、市町の積上げを元に検討・設定(国指針にて、具体的な目標値の設定なし)

■新規追加項目一覧

区分	指標		単位	市町入力
(新)② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回	○
		関係者ごとの参加者数	人	○
		目標設定・評価の実施回数	回	○
	精神障害者の地域移行支援		人	○
	精神障害者の地域定着支援		人	○
	精神障害者の共同生活援助		人	○
	精神障害者の自立生活援助		人	○
(新)③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	精神病床における退院患者の退院後の行き先(行き先別)		人	
	地域生活支援拠点等の整備		圏域 市町	○
	機能の充実に向けて、年一回以上の運用状況の検証・検討の実施		圏域 市町	○

区分	指標		単位	市町 入力
(新)⑥ 相談支援体制の 充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施		人	○
	地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言		件	○
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援		件	○
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施		回	○
(新)⑦ 障害福祉サービス等 の質向上	障害福祉サービス等に係る各種研修等の活用（県→市町）		人	
	障害者自立支援審査 支払等システム	審査結果の共有体制	市町	
		審査結果の共有の実施	回数	
	事業者等に対する 指導監査の適正な実施	共有体制	有無	
		関係自治体との共有回数	回	

4 その他の率先取組指標、都道府県地域生活支援事業見込量

1 その他の率先取組指標

・基本計画の枠組に準じて県独自の指標設定、今後審議会にて検討
・国指針の「発達障害者等に対する支援」「芸術文化活動支援」は本項に集約

区分		指標	単位	市町入力
その他の率先取組指標	生活基盤づくり分野※	ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	人	
		ペアレントメンターの人数	人	
	教育・社会参加分野※	障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置	箇所	

※現行計画枠組、基本計画の枠組に準じて分野の分け方は変更

2 都道府県地域生活支援事業見込量

・成果目標の達成に資する地域生活支援事業について、見込量を設定
・国指針にて、具体的な取組指標・見込量の設定なし

5 圏域計画の概要

・現行計画をベースに、①国指針新規指標の追加、②一部レイアウトを実績評価書に統一
現在と同様全6ページ程度のフォーマットにとりまとめ
・県が集計した市町見込量の積上げを圏域計画の数値目標として設定

6 スケジュール(案)

・各市町への事業見込量照会は、前回並を予定

